

令和 6 年 1 月 11 日

各指定障がい者支援施設 管理者 様
各指定障がい福祉サービス事業所 管理者 様
各指定障がい児入所施設 管理者 様
各指定障がい児通所支援事業所 管理者 様
各指定特定相談支援事業所 管理者 様
各指定一般相談支援事業所 管理者 様
各指定障がい児相談支援事業所 管理者 様

大阪市福祉局障がい者施策部
障がい福祉課長
障がい支援課長
運営指導課長

**令和 6 年能登半島地震により被災された障がい者等への
介護給付費等にかかる取扱いについて**

平素は、本市福祉行政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標題について、こども家庭庁及び厚生労働省より、令和 6 年 1 月 1 日付け事務連絡「災害により被災した要援護障害者等への対応について」、令和 6 年 1 月 4 日付け事務連絡「令和 6 年能登半島地震により被災した障害者等に対する支給決定等について」及び令和 6 年 1 月 9 日付け事務連絡「令和 6 年能登半島地震による被災者に係る障害福祉サービス等に係る利用料の取扱いについて」（以下「国通知」という。）において、この度の令和 6 年能登半島地震に伴う災害により被災した障がい者又は障がい児の保護者（以下「被災障がい者等」という。）に対する介護給付費等（障がい児通所給付費等を含む。）の取扱い等が示されましたので、お知らせします。

つきましては、下記の内容と併せて国通知をご確認いただき、被災障がい者等からサービス利用に係る相談があった際は、サービス提供に著しい支障が生じない範囲で、柔軟にご対応いただきますようお願い申し上げます。

記

1 障がい者支援施設等における被災障がい者等の受入れについて

生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、障がい児通所支援及び障がい児入所施設においては、日常のサービス提供に著しい支障が生じない範囲で、定員を超過して被災障がい者等を受け入れた場合、定員超過利用減算を適用しない取扱いとします。

2 被災障がい者等に係る受給者証の確認について

被災障がい者等が避難して本市内に居住することとなりサービス利用が必要となった場

合は、本市において支給決定を行った上で受給者証を交付することとなりますが、一時的な避難の場合など居住地が依然として被災市町村にある場合で本市内でのサービス利用が必要となった場合、サービス事業者におかれましては被災市町村における受給者証により支給決定内容をご確認いただくこととなります。

紛失又は家屋に置いたまま避難している等の事情があり受給者証を提示することができない場合には、受給者証の提示がなくても、サービス利用が可能であるため、サービス事業者におかれましては、被災市町村等に支給決定の内容について確認してください。

3 添付資料（国通知）

- 令和6年1月1日付け「災害により被災した要援護障害者等への対応について」
- 令和6年1月4日付け「令和6年能登半島地震により被災した障害者等に対する支給決定等について」
- 令和6年1月9日付け「令和6年能登半島地震による被災者に係る障害福祉サービス等に係る利用料等の取扱いについて」

【お問い合わせ先】

大阪市福祉局障がい者施策部

障がい福祉課 Tel：06－6208－8071 Fax：06－6202－6962

障がい支援課 Tel：06－6208－7986 Fax：06－6202－6962

運営指導課 Tel：06－6241－6527 Fax：06－6241－6608